# SUBNOTE

新昇試サブノート

憲法・行政法

〔改訂版〕

別冊 KORON 編集部 編

# SUBNOTE

# 新昇試サブノート

憲法・行政法

〔改訂版〕

別冊 KORON 編集部編



# 憲法・行政法

# サブノート 本書の使い方



# 外国人・法人の人権

Pick Up

外国人の人権

section ごとに要点を pickup した図表が、理解の助けになります。

日本国民にのみ保障される人権

参政権、生存権 等

外国人にも保障される人権 表現の自由、平等権等

→ ○法人の人権

自然人にのみ保障される人権

生存権、身体を前提とする人身の自由 等

法人にも保障される人権 財産権、営業の自由等

参照用のリンク番号を 付しています。

#### O 外国人の人権

憲法には、外国人の基本的人権を保障することを明確 にした規定はなく、基本的人権の保障を規定した第3章 が、「国民の権利及び義務」と題されていること等から、 憲法は、外国人の基本的人権を保障していないという考 えもかつてはあった。

しかし、憲法は、基本的人権について、単に国家が恩恵として与えたものではなく、人間が人間であることによって生まれながらに有するものであるという立場に立っていることから (15033)、外国人について基本的人権が全く保障されないと解するのは妥当ではない。

判例(最大判昭53.10.4)は、「憲法第3章の諸規定による基本的人権は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきである」としている。

#### (1) 参政権は保障されるか

参政権は、国民が自己の属する国の政治に参加する権利であり、その性質上、当該国家の国民にのみ認められる権利である。

したがって、国政への参政権(選挙権・被選挙権)の 保障は外国人には及ばない(公職選挙法9条、10条、 最判平5.2.26)が、市町村のように住民の生活に最も 密着した地方自治体の選挙権は、法律によって、永住 資格を有する定住外国人に認めることもできるとされる (最判平7.2.28)。

また、公務への就任についても、政府の公定解釈では 「公権力の行使又は国家意思の形成への参画に携わる公 務員」は日本国民に限るとされているが、最近では、こ れを絞って解釈し、一定の職種に限って外国人の公務就 任権を認める地方自治体が増加している。 リンク番号により、参照箇所に素 早くたどり着くことができます。

#### (3) 普遍性

リンク番号

0401

人権は、人種・性・身分などの区別に関係なく、人間 であることに基づいて当然に享有することのできる権利 である。この「入権の普遍性」は、「国民は、すべての 基本的人権の享有を妨げられない」という憲法 11 条に 示されている。

0402

重要部分は青太字に なっています。

憲法	7
第1章 憲法総論	9
① 日本国憲法の基本原理 ⋯⋯⋯⋯ 10	6 法の下の平等28
2 天皇12	7 参政権32
③ 基本的人権総論······16	36 公務員の人権
4 外国人・法人の人権・・・・・・・20	<b>⑨ 受益権</b> ······40
5 幸福追求権24	
第2章 <b>精神的自由</b>	45
10 思想・良心の自由46	14 表現の自由③(報道の自由と取材の自由)・・・62
🕕 信教の自由 50	15 集会・結社の自由66
12 表現の自由① (総論)54	15 通信の秘密・・・・・・・・・・ 70
🔞 表現の自由②(知る権利、検閲の禁止)… 58	
第3章 経済的自由、国民の義務 …	75
□ 居住・移転等の自由・・・・・・・ 76	19 国民の義務84
18 財産権⋯⋯⋯⋯⋯⋯ 80	
第4章 人身の自由	89
20 適正手続の保障90	🔯 住居侵入、捜索・押収に対する保障… 102
🗿 逮捕に対する保障 94	🛺 被告人の権利106
22 抑留・拘禁に対する保障⋯⋯⋯ 98	② 黙秘権・自白の証拠能力⋯⋯⋯110
第5章 国会	115
	28 衆議院の優越124
3 議院の組織と権能120	23 国会議員の特権128
第6章 内閣	
	133
□ 内関の地位と組織134	
30 内閣の地位と組織 · · · · · · · 134 31 内閣の権能 · · · · · · · · 138	☑ 内閣総理大臣・国務大臣の地位と権能・・・・142
③ 内閣の権能138	② 内閣総理大臣・国務大臣の地位と権能・・・・142 ③ 衆議院の解散と内閣総辞職・・・・・146
③ 内閣の権能138	☑ 内閣総理大臣・国務大臣の地位と権能・・・・142
3 内閣の権能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	② 内閣総理大臣・国務大臣の地位と権能・・・・142 ③ 衆議院の解散と内閣総辞職・・・・・146
<ul><li>切内閣の権能・・・・・・・・・・・138</li><li>第7章 裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	② 内閣総理大臣・国務大臣の地位と権能・・・・142 ③ 衆議院の解散と内閣総辞職・・・・・146 ・・・・・・・・・151
3 内閣の権能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	② 内閣総理大臣・国務大臣の地位と権能・・・・142 ③ 衆議院の解散と内閣総辞職・・・・・146 ・・・・・・・・・151
3 内閣の権能       138         第7章 裁判所       裁判所         3 司法権の意義と裁判所       152         3 司法権の限界       156         第8章 財政、地方自治、憲法改正	② 内閣総理大臣・国務大臣の地位と権能・・・・142         ③ 衆議院の解散と内閣総辞職・・・・146         151         ⑤ 違憲立法審査権・・・・・160
3 内閣の権能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	② 内閣総理大臣・国務大臣の地位と権能・・・・142         ③ 衆議院の解散と内閣総辞職・・・・・146         151         ③ 違憲立法審査権・・・・・・160

# 法令略称一覧

か	警職法	警察官職務執行法
	刑訴規則	刑事訴訟規則
	刑訴法	刑事訴訟法
	拳銃規範	警察官等拳銃使用及び取扱い規範
	国賠法	国家賠償法
	国民投票法	日本国憲法の改正手続に関する法律
	国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
	国公法	国家公務員法
さ	災対法	災害対策基本法
	児福法	児童福祉法
	銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
	精神保健福祉法	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
	組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
た	地公法	地方公務員法
	地自法	地方自治法
	通信傍受法	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律
	道交法	道路交通法
な	入管法	出入国管理及び難民認定法
は	犯搜規	犯罪捜査規範
	犯給法	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関
		する法律
	風営法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
	暴力行為等処罰法	暴力行為等処罰ニ関スル法律
ま	酩酊者規制法	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

# 憲法







憲法は自由の基礎法とも言われています。

# 憲法総論

- \* 日本国憲法の基本原理
- section 2 天皇
- \*\* 基本的人権総論
- \*\*\*\* 外国人・法人の人権
- \*\*\* 幸福追求権
- \* ら 法の下の平等
- \* 参政権
- \*\*\* 8 公務員の人権
- section 9 受益権

この章では、憲法を学ぶ上 で基本となる知識を中心に 扱います。

昇任試験との関係では、 SA・論文ともに、 4、5、 8が頻出です。

5については、プライバシー権や肖像権が頻出です。 犯罪捜査との関係がよく問われています。



★は重要度を表します。



# 日本国憲法の基本原理

# Pick Up

日本国憲法の基本原理(三大原則)



# 日本国憲法の基本原理

日本国憲法の基本原理は、「**国民主権**」「**基本的人権の 尊重**」「**平和主義**」である。

# (1) 国民主権

国民主権とは、国政の運営が国民の総意に従って行われなければならないことを意味する。憲法は、前文第1段において、「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」として、国民主権の原理をとることを明らかにしている。

国民主権の実現方法として、憲法は、国民が代表を選任し、その代表を通じて国家の意思を決定する間接民主制を採用している。

一方、憲法改正や最高裁判所裁判官国民審査といった 重要事項については、一部で**直接民主制**的な制度も憲法 上採用されている。

# (2) 基本的人権の尊重

憲法は、基本的人権は「**侵すことのできない永久の権 利**」であるとして、基本的人権の尊重を憲法の基本原理 とすることを明らかにしている(11条、97条)。

これは、基本的人権は、人が人であることにより当然 に認められるものであることに鑑み、憲法で直接に保障 することとしたものである。

ただし、基本的人権も絶対無制限のものではなく、「公共の福祉」のため必要のある場合には相当の制約を受ける(12条、13条)。

# (3) 平和主義

憲法は、前文第1段及び第2段で平和主義の理想を高く掲げるとともに、特に一章を設けて、戦争放棄・戦力不保持などを規定している(第2章)。

0101

0102

0103

# section 2

# 天皇

# Pick Up

# - 天皇の地位



# 日本国及び日本国民統合の象徴

# ●天皇の行為

公的行為 国会開会式の「おことば」、外国元首との親書・親電 等

私的行為 生物学の研究 等

国事行為 憲法 6条・7条(内閣の助言と承認が必要)



- 6条:任命行為(内閣総理大臣(国会の指名)、最高裁判所長官(内閣の 指名))
- 7条:①法令の公布(憲法改正、法律、条約、政令)
  - ②国会の召集
  - ③衆議院の解散
  - ④国会議員の選挙施行の公示
  - ⑤国務大臣等の任免等の認証
  - ⑥恩赦の認証
  - ⑦栄典の授与
  - ⑧批准書等の認証
  - 9外国の大使、公使の接受
  - ⑪儀式の挙行

# 〇 天皇の地位

日本国憲法は、天皇の地位について、「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と定めている(1条)。

### (1) 象徴としての地位

「象徴」とは、抽象的なものを理解しやすい形で表した具体的な存在をいう。明治憲法下の天皇は、「統治権の総攬者」(明治憲法4条)として、議会、国務大臣、裁判所の助けを受けつつ、一切の国家権力を行使する主体であるとされていたが、日本国憲法では、これが否定され国政に関する権能をもたなくなった結果、象徴としての地位が前面に出てくることとなった。

# (2) 皇位の継承

「皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室 典範の定めるところにより、これを継承する。」とし、 世襲制の原則を定めている(2条)。「皇室典範」とは、 明治憲法で使用された用語と同一の名称であるが、法律 の一種である。

なお、平成 29 年に「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が公布され、同 31 年 4 月 30 日に朝亡天皇(現上皇)が生前退位され、皇太子徳仁親王(今上天皇)が即位された令和元年 5 月 1 日に世襲が行われた。

# ○ 天皇の行為(国事行為)

天皇の権能は、象徴たるにふさわしい形式的、儀礼的なものに限られ、「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」(4条1項)とされる。

「国事に関する行為」(国事行為)とは、憲法6条と7 条各号に定められているが、いずれも天皇に実質的な決 0201

0202

0203

定権を与えるものではなく、国事行為には、全て「内閣 の助言と承認」が必要とされ(3条)、国事行為に伴う 責任は「内閣」が全面的に負い、天皇は政治的にも法的 にも責任を負わない。

天皇の国事行為については、以下のとおりである。

- ① 内閣総理大臣の任命
- ② 最高裁判所長官の任命
- ③ 憲法改正・法律・政令及び条約の公布
- ④ 国会の召集
- ⑤ 衆議院の解散
- ⑥ 国会議員の総選挙の施行の公示
- ① 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並び に全権委任状及び大使・公使の信任状の認証
- ⑧ 大赦・特赦・減刑・刑の執行の免除及び復権の認証
- ⑨ 栄典の授与
- ⑩ 批准書及び法律の定めるその他の外交文書の認証
- ① 外国の大使・公使の接受
- ② 儀式の挙行

なお、天皇が成人に達しないとき又は天皇に病気・事故のあるときは、摂政 (後者の場合は、摂政又は国事行為臨時代行)を置き、これに国事行為を行わせることができる  $(5 \, \%, 4 \, \% \, 2 \, \%)$ 。

#### 0204

# 〇 天皇の行為(私的行為)

天皇は、国家機関として国事行為を行うが、そのほか に私人として私的行為を行うことができる。

さらに、天皇は、国会開会式に参列して「おことば」 を朗読し、国内を巡幸し、外国元首を接受ないし接待し、 親書・親電を交換するなどの行為を行っている。

これらの行為は、憲法上の国事行為には該当せず、また、純然たる私的行為ともいえないことから、これらを 象徴としての地位に基づく公的行為として、国事行為に 準じて内閣のコントロールが必要だとする考えもある。

# O 皇室

皇室は、天皇、上皇及び皇族(上皇后・皇后・太皇太 言・皇太后・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王) から構成される。

皇族は、皇室典範の定めるところにより皇位継承資格 を有するなど、天皇と強い一体性を有する集団として、 憲法及び法律により一般国民と異なる特別の身分及び権 利義務が与えられている。

# O 皇室経費

皇室による財産の譲渡し、譲受け、賜与 (無償贈与) は国会の議決に基づくことが必要である(8条)。

また、天皇の財産と皇族の財産は国に属することとさ れ、天皇及び皇族の活動に関する費用は全て予算に計上 して国会の議決を経ることとされている(88条)。

これは、皇室に大きな財産が集中したり、皇室が特定 の個人や団体と特別な関係を持ち、不当な支配力を持っ たりすることを防ぐためである。したがって、この財産 の授受は、有償か無償かを問わない。

0205

0206

# 索引

# 憲法

, and the second second
違憲立法審査権 161
一事不再議の原則 118
委任命令 · · · · · 140
上乗せ条例 173
営業の自由77
押収 103
おことば14
恩赦 140
か
海外渡航の自由77
会議公開の原則 118
会期不継続の原則 118
外国人の人権21
下級裁判所 · · · · · · 154
閣議 137
議院自律権 · · · · · · 121
議院内閣制 · · · · · · 135
基本的人権の限界19
基本的人権の尊重11
教育を受けさせる義務85
行政権 135
共犯者の自白 113
居住・移転の自由77

緊急逮捕の合憲性96
勤労の義務85
勤労の権利85
具体的な争訟 153
経済的自由権18
形式的平等 · · · · · · 29
刑事補償請求権43
刑罰法規の不遡及92
決算審査 168
結社の自由・・・・・・・・69
検閲の禁止60
憲法改正の手続 175
憲法 31 条と行政手続93
憲法尊重擁護義務87
公共の福祉11
拘禁99
公金支出の禁止 169
皇室典範13
幸福追求権25
公平な裁判所の迅速な公開裁判を
受ける権利 107
公務員の守秘義務65
公務員の人権37
公務員の宣誓義務48
国事行為13
国政調査権 · · · · · 122
国選弁護人 109
告知と聴聞92
国民主権11

<b>√</b> = <b>₹₽</b> * <b>±</b>	緊急事態の布告 253
行政法	苦情申出制度 231
あ	警告 · · · · · · · · 288,291
営造物の設置・管理責任 199	警察署協議会 · · · · · · 229
営利企業等の従事制限 209	警察の責務 217
援助の要求 233	広域組織犯罪等に関する権限… 241
か	広域組織犯罪等に対処するための
解職請求権 204	措置 251
確認 183	公開の場所への立入要求 303
瑕疵ある行政処分 185	公証 · · · · · 183
下命	公定力181,185
管轄区域外における権限 245	国家公安委員会 223
管轄区域の境界周辺における	国家賠償制度 197
事案に関する権限 … 237	, t
監察の指示222	事案の共同処理等に係る指揮… 249
監察の指示222議会203	事案の共同処理等に係る指揮… 249 自治事務 204
議会 203	自治事務 204
議会 ····································	自治事務······ 204 執行機関····· 203
議会 203 議会解散請求権 204 危険時の措置 287	自治事務····204執行機関····203執行力····182
議会 203 議会解散請求権 204 危険時の措置 287 危険時の立入り 299	自治事務204執行機関203執行力182実質的な逮捕273
議会 203 議会解散請求権 204 危険時の措置 287 危険時の立入り 299 求償権 199	自治事務204執行機関203執行力182実質的な逮捕273自動車検問259
議会 203 議会解散請求権 204 危険時の措置 287 危険時の立入り 299 求償権 199 凶悪犯罪 312	自治事務204執行機関203執行力182実質的な逮捕273自動車検問259事務の監査請求権204
議会 203 議会解散請求権 204 危険時の措置 287 危険時の立入り 299 求償権 199 凶悪犯罪 312	自治事務204執行機関203執行力182実質的な逮捕273自動車検問259事務の監査請求権204重大かつ明白な瑕疵185
議会 203 議会解散請求権 204 危険時の措置 287 危険時の立入り 299 求償権 199 凶悪犯罪 312 凶器 275	自治事務204執行機関203執行力182実質的な逮捕273自動車検問259事務の監査請求権204重大かつ明白な瑕疵185住民監査請求204
議会 203 議会解散請求権 204 危険時の措置 287 危険時の措置 287 危険時の立入り 299 求償権 199 凶悪犯罪 312 凶器 275 凶器捜検 275 行政上の強制執行 193	自治事務204執行機関203執行力182実質的な逮捕273自動車検問259事務の監査請求権204重大かつ明白な瑕疵185住民監査請求204受理183
議会 203 議会解散請求権 204 危険時の措置 287 危険時の措置 287 危険時の立入り 299 求償権 199 凶悪犯罪 312 凶器 275 凶器捜検 275 行政上の強制執行 193 行政処分 181	自治事務204執行機関203執行力182実質的な逮捕273自動車検問259事務の監査請求権204重大かつ明白な瑕疵185住民監査請求204受理183証人的立場にある者264
議会 203 議会解散請求権 204 危険時の措置 287 危険時の措置 287 危険時の立入り 299 求償権 199 凶悪犯罪 312 凶器 275 凶器捜検 275 行政上の強制執行 193 行政処分 181 行政処分の撤回 187	自治事務204執行機関203執行力182実質的な逮捕273自動車検問259事務の監査請求権204重大かつ明白な瑕疵185住民監査請求204受理183証人的立場にある者264条例の制定改廃請求権204

★本書の無断複製(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。また、 代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内 の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

# 新 昇試サブノート憲法・行政法 [改訂版]

イラスト制作者: ぱんだにあ

令和6年9月10日 改訂版第1刷発行

編者別冊 KORON 編集部

 発行者
 橋
 茂
 雄

 発行所
 立
 花
 書
 房

東京都千代田区神田小川町 3-28-2

電 話 03-3291-1561 (代表)

FAX 03-3233-2871

https://tachibanashobo.co.jp